

仙台市若林区の所管に係る行事についての後援名義使用承認事務取扱要領

(平成 27 年 3 月 23 日若林区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、若林区の所管に係る行事（以下単に「行事」という。）を本市が後援することに伴い使用されることとなる本市の名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第 2 条 行事を主催する者（以下「主催者」という。）で後援名義の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、後援名義使用承認申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、以下に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 企画書その他の行事の目的、内容等が把握できる書類
- (2) 過去に実施した行事のパンフレットその他の主催者及び出演者の詳細、実績等が把握できる書類
- (3) 収支予算書その他の行事の収支見込みが把握できる書類
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の基準等)

第 3 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 市長は、前条第 1 項の規定による申請に係る行事が本市の施策推進に寄与するものと認められ、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該行事について後援名義の使用を承認することができる。

- (1) 市民との関わりが深いものであること
- (2) 広く市民一般を対象としていること
- (3) 会場が本市の区域内であること
- (4) 宣伝、営利を目的としないこと
- (5) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと
- (6) 公序良俗に反するものでないこと
- (7) 行事の参加者に対し、参加費、寄附金その他の金品の納付を強要するものでないこと。なお、参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること
- (8) 公衆衛生、災害危険防止その他の安全対策が十分に講じられていること

- (9) 主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること
- (10) 行事の登壇者や発言者等が2名以上いる場合、合理的又は妥当な理由がない限りその性別に偏りが無いよう努められているものであること

3 市長は、前項の規定による承認に当たり、必要と認める条件を付することができる。
(通知)

第4条 市長は、前条第2項の規定により後援名義の使用の承認又は不承認を決定したときは、申請者に対してその旨を書面（別記様式第2号又は別記様式第3号）で通知しなければならない。

(報告義務)

第5条 第3条第2項の規定による承認を受けた主催者は、当該承認に係る行事の内容等を変更するときは、速やかに、市長に対してその旨を書面（別記様式第4号）で報告しなければならない。

2 前項の主催者は、同項の行事の終了後速やかに、市長に対して当該行事の実施状況、参加者数、成果、収支状況等について書面（別記様式第5号）で報告しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 主催者が虚偽の申請により第3条第2項の規定による承認を受けたとき
- (2) 行事の内容等が変更をされた場合で、当該変更が第3条第2項の規定による承認に重大な影響を及ぼすものであると市長が認めるとき
- (3) 主催者が第3条第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき

(若林区の後援名義)

第7条 若林区後援名義の申請があった場合には、前条までの規定を準用し、本市とあるのは若林区と読み替え、市長とあるのは若林区長と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年11月1日から実施する。